

平成23年 5月12日現在

機関番号：15301

研究種目：若手研究 (B)

研究期間：2009～2010

課題番号：21730062

研究課題名 (和文) 迅速な裁判の保障との比較による公訴時効制度の存在理由の分析

研究課題名 (英文) Study on the Purpose of Criminal Statutes of Limitation: Comparison with the Guarantee of Speedy Trial

研究代表者

原田 和往 (HARADA KAZUYUKI)

岡山大学・大学院社会文化科学研究科・准教授

研究者番号：20409725

研究成果の概要 (和文) : 修正6条の迅速な裁判の保障と出訴期限制度との関係に言及したアメリカ連邦最高裁判所の判例, 及びDNAに基づく起訴等近時の出訴期限制度関連の法改正を巡る議論を分析した。そして, これによって, 公訴時効制度を事件から起訴までの迅速な裁判の保障のひとつとして捉える新訴訟法説の意義, 及び捜査・訴追の遅延への法的対応の在り方等の問題を検討するための視座を得た。

研究成果の概要 (英文) : The purpose of this study is to research on the U.S. federal courts cases refer to the relationship between the Sixth Amendment guarantee of speedy trial and criminal statute of limitations, and to clarify the purpose of the criminal statutes of limitations. The result are summarized as follows;

- (1) The Supreme Court has long identified that the Speedy Trial Clause is not primarily intended to prevent prejudice to the defense caused by passage of time, and the primary guarantee against overly stale criminal charges is the statute of limitations
- (2) So the role of the Clause in protecting defendants in pre-indictment delay has been very limited, and defendants who have not incarcerated are held to high standard in making out a constitutional pre-indictment claim under Speedy Trial Clause and Due Process Claim.
- (3) However, in *Doggett v. United States* (1992), the most recently decided cases about this problem, the Court held that limiting the possibility the defense will be impaired by passage of time is an independent and fundamental objective of the Clause, and furthermore, affirmative proof of particularized prejudice is not essential to every speedy trial claim.

交付決定額

(金額単位：円)

|        | 直接経費      | 間接経費    | 合計        |
|--------|-----------|---------|-----------|
| 2009年度 | 500,000   | 150,000 | 650,000   |
| 2010年度 | 500,000   | 150,000 | 650,000   |
| 年度     |           |         | 0         |
| 年度     |           |         |           |
| 年度     |           |         |           |
| 総計     | 1,000,000 | 300,000 | 1,300,000 |

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・刑事法学

キーワード：公訴時効，迅速な裁判を受ける権利

### 1. 研究開始当初の背景

公訴時効制度の存在理由に関する理論は、戦後の法改正を境として、アメリカ法の発想を取り入れる新たな学説（新訴訟法説）と、ドイツ法の発想を堅持する伝統的学説（実体法説，訴訟法説，競合説）の大きく二つに区別できる。しかし、前者の新しい学説は、公訴時効制度の存在理由を「被告人の利益」の観点から説明する見解，として理解されるにとどまった。そして、この学説の基礎となったアメリカの刑事出訴期限制度については、犯罪の軽重に応じて期間制限に長短は設けず、一律の期間を設定している点、及び、殺人罪などの重大犯罪の訴追について期間制限を設けていない点が強調され、我が国の公訴時効制度とは異なるものとされ、これまで研究の対象とはされてこなかった。これに対し、公訴時効制度の存在理由として、処罰の必要性の減少、訴訟の実現可能性の消滅等を主張する伝統的見解は、その発想の素朴さと有する長い歴史により、新しい学説からの批判にもかかわらず、現在も有力に主張されている。

しかし、新訴訟法説の論者が指摘しているとおおり、証拠の散逸や犯罪の影響の微弱化は、時の経過により必ず生じるとは限らない。また、そもそも、時の経過により証拠が散逸し、処罰の必要性もなくなるのであれば、公訴時効がなくとも訴追すべきではないと考えられ、伝統的な学説の理由付けでは、公訴時効制度は存在意義の乏しいものとなる。更には、近時、社会的関心を集めている犯罪被害者の一部から、時の経過によっても処罰感情は希薄化しない等として、公訴時効制度の存在意義が厳しく問われる状況であった。

### 2. 研究の目的

迅速な裁判の保障と、日本の公訴時効制度と、アメリカの刑事出訴期限制度とは、時の経過により国家の訴追権行使を制限するという機能の点で共通性を有している。本研究は、これに着目し、アメリカにおける刑事出訴期限制度と迅速な裁判の保障の関係及び存在理由の差異を明らかにすることを目的とする。これにより、公訴時効制度を事件から起訴までの迅速な裁判の保障のひとつとして捉えることを提唱する新訴訟法説の意義を明らかにすることを目指す。

### 3. 研究の方法

(1) まず、迅速な裁判の保障と刑事出訴期限制度の関係について言及したアメリカ合

衆国最高裁判所の判例を分析し、一般的に、迅速な裁判の保障との関係で、刑事出訴期限制度の存在理由がどのように理解されているか、という点について分析する。

(2) 次に、アメリカ合衆国において最近導入された「DNAに基づく起訴」を素材に、出訴期限制度と迅速裁判の保障の差異について分析する。

### 4. 研究成果

(1) アメリカ合衆国連邦最高裁の判例を分析すると、当初、修正6条の迅速裁判条項の趣旨は、主に、公判前の身柄拘束の長期化の抑止、並びに、逮捕・起訴に伴う精神的負担等の最小化にあると考えられていたことが明らかとなった。同条項の趣旨として、この他に、時の経過による防御に対する不利益の制限に言及する判例もみられる。しかし、この点は、専ら出訴期限制度の問題であり、また、場合によっては修正5条の適正手続条項によって救済する必要があるとしても、迅速裁判条項の趣旨としては、公判前の身柄拘束の長期化の抑止、並びに、逮捕・起訴に伴う精神的負担等の最小化に劣後するものと位置付けられていた。

例えば、Marion判決（United States v. Marion (1971)）の法廷意見においては、迅速裁判条項、出訴期限制度、及び修正5条の適正手続条項の関係について、次のような理解が示されている。まず、修正6条の迅速裁判条項は、その文言からして、「正式に刑事手続の対象とされた者（accused）」にのみ適用される。逮捕は、個人の自由に対する重大な侵害であるため、迅速裁判条項の適用を正式起訴、略式起訴等に限定する必要はない。しかし、その射程を逮捕前に拡張することはできない。逮捕又は起訴から、公判までの遅延によって、防御に対する不利益が生ずる場合があるが、迅速裁判条項が予防しようとしている主たる害悪は、防御に対する潜在的又は現実の不利益ではない。

このように、当初、迅速裁判条項の趣旨は被告人の防御とではなく、主に身体・精神の自由と関連付けられ、同条項の適用時期は、逮捕又は起訴の時点と考えられていた。そして、時の経過が被告人の防御に与える不利益について、迅速裁判条項以外の法的枠組みで対応するとの立場であった。

具体的には、出訴期限制度が、遅延による潜在的な不利益から被告人を保護することを目的としており、そこでは、刑事司法に関する訴追側の利益と被告人の利益に対する立法

府の評価の結果として、明確な時間的制限が設けられている。しかし、出訴期限制度は、遅延に対する十分な保障を与えるものではない。そこで、遅延により防御に重大な不利益が生じていることが明らかになった場合には、修正第5条の適正手続条項により手続打ち切りが要請される。ただ、防御に対する不利益というものは、必要最小限の遅延によっても生じるものであり、また、遅延が防御に不利益をもたらせば、直ちに手続の打ち切りが要請される、とは考えられていない。手続打ち切りは、その遅延が訴追機関によって意図的に惹起されたものであることが明らかにされた場合に限定されている。

このように、刑事手続における時の経過に対する法的対応については、①犯罪から公訴提起までの期間、防御に対する推定的不利益については出訴期限制度による保護が与えられ、②防御に対する不利益が現実のものとなった場合、訴追機関によって意図的に惹起された遅延が原因であれば、期間の制限なく、適正手続条項による保護が与えられ、③防御に対する不利益が逮捕又は起訴後の遅延によって生じた場合には、個人の身体的・精神的自由に対する制限に伴うものとして、迅速裁判条項による保護が与えられる、と考えられていた。

この立場においては、迅速裁判の保障と、出訴期限制度とは、その目的の点で明確に区別されていたといえる。しかし、その後のDoggett判決(Doggett v. United States (1992))で、最高裁は、従前の立場と異なる判断を示している。

本件では、身柄確保に先行して起訴が行われたが、その直後に被告人は起訴されたことを知らないまま、訴追機関が身柄を確保する前に、出国した。それから約2年半の国外生活を経て、被告人は帰国し、本名で生活し、結婚・就職し、平穏に暮らしていた。その間、捜査機関において、被告人の身柄を確保するための特段の努力はみられなかったが、帰国から6年後に行われた未執行の逮捕状の対象者についての簡易調査の結果、帰国の事実と現在の居所が判明し、被告人は逮捕された。それまで、被告人に対する身柄の拘束はなく、また、自分が起訴されていることも知らないため、起訴等に伴う精神的負担もない本件では、問題となる遅延による不利益は、防御に対する不利益のみであった。しかし、被告人は、この点の具体的な証明をしないまま、起訴から逮捕までの8年半の遅延が、迅速裁判条項に違反すると主張した。

法廷意見は、迅速裁判条項の趣旨で最も重要なものは、防御に対する不利益の制限であるとした。そして、時の経過は当事者の双方に不利益に作用するため、訴追側と被告人側のいずれが、より深刻な不利益を受けるか、

一般的には言えないが、著しい遅延というものは、当事者がその弊害を証明できない場合でも、裁判の信頼性を損なう恐れがあると述べている。

その上で、時の経過により証拠散逸の虞が高まるのに応じて、遅延の原因となった訴追側の怠慢に対する評価は重みを増し、遅延が相当長期に及ぶ場合には、時の経過による防御に対する不利益が推認されるとして、この点について、被告人による具体的な証明がない本件において、迅速裁判条項違反を認めた。

これに対しては、犯罪後迅速に裁判にかけられる権利を承認し、迅速裁判条項を憲法上の出訴期限制度に変容させるものとの批判がある。また、迅速裁判条項の趣旨は、同条項の適用始期と関連するものであり、時の経過による防御に対する不利益の制限をその主たる趣旨とみる場合、その適用始期を逮捕又は起訴の時点とする必要はなく、先例と整合性を欠くとの批判もある。

更には、時の経過による防御に対する不利益の制限を迅速裁判条項の趣旨に含めるとしても、公訴提起前の時の経過における、防御に対する不利益等の被疑者・被告人側の事情と、訴追側の利益については、立法府による利益衡量の結果が出訴期限制度として示されている以上、出訴期限期間内に不利益の発生を推定し、手続を打ち切ることは、司法的判断と立法的判断との対立を招来することになるとの批判がある。

他方、そもそも謀殺罪等出訴期限が存在しない犯罪があること、近時、出訴期限期間を延長する法改正が相次いでいること等から、出訴期限制度を、時の経過による防御に対する不利益の制限を主たる目的とするものと捉えることはできないとして、迅速裁判条項の適用領域を抑制的に考える立場に対しても批判が向けられている。

このように、合衆国最高裁の判例において、迅速裁判の保障と、出訴期限制度の関係について、確立した見解があるとはいえない。しかし、出訴期限制度の目的を、時の経過による防御に対する不利益の制限に求めることができるか、という点が、両者の関係の捉え方に大きく影響することが明らかとなった。

(2)次に、出訴期限制度と迅速裁判の保障とが一種の緊張関係に立つことが予想される、DNAに基づく起訴に関する議論を分析し、両者の関係を更に明らかにすることを目的として、研究を実施した。

DNAに基づく起訴の目的は、公判手続の実施ではなく、犯人を示すと考えられるDNA型情報が存在するにもかかわらず、犯罪後の時の経過によって出訴期限が満了してしまい、事後にそれに一致する者が判明しても起訴できないという事態を回避するために、出訴期限を停止させることにある。これによって、

訴追機関は、一定の場合に、出訴期限という時間的制限を免れることができるが、運用次第では、起訴から公判まで相当期間が経過するという事態が生ずることになる。

これに対して、被告人としては、迅速裁判条項違反を主張することが考えられる。これが認められるかは、遅延の程度、遅延の理由、被告人が迅速な裁判を受ける権利を主張したか否か、被告人に対する不利益等を総合的に考慮して判断されることになる。

DNAに基づく起訴の場合、特に、遅延による不利益が問題になる。というのも、具体的人物の特定に欠けるDNAに基づく起訴の場合、公判前の身柄拘束の長期化の抑止、並びに、逮捕・起訴に伴う精神的負担等の最小化は問題にはならず、遅延による不利益としては、専ら時の経過による防御に対する不利益の制限に限定されるからである。

この点、従前の最高裁の判例のように、迅速裁判条項の趣旨を公判前の身柄拘束の長期化の抑止、並びに、逮捕・起訴に伴う精神的負担等の最小化に求めるならば、DNAに基づく起訴から如何に長期間経過後に公判が行われたとしても、遅延による不利益が認められることはない。そのため、迅速裁判条項違反も認められない。

他方、前記の通り、最高裁は、Doggett判決において、時の経過による防御に対する不利益の制限を迅速裁判条項の主たる目的と捉え、且つ、遅延の程度が著しい場合には、被告人による具体的な証明がなくとも、それによって不利益が推認されると判示している。これに対しては、迅速裁判条項の適用時期に関する先例との整合性を欠いている等の批判があるが、この考え方によれば、DNAに基づく起訴により出訴期限は停止したものの、それから相当期間経過後に公判が行われた場合に、迅速裁判条項による救済が認められる可能性がある。

これに関して、出訴期限制度としては、謀殺罪をその対象外とし、重罪については6年から3年、軽罪については3年から1年の出訴期限を設けている法域が多い。これは比較的短期のため、従前の立場のように、出訴期限制度の目的を時の経過による防御に対する不利益の制限に求めることは比較的容易である。しかし、専ら出訴期限の停止を目的としたDNAに基づく起訴の導入に示されているように、出訴期限制度は、時の経過による防御に対する不利益以外の要素が考慮された立法的判断によって、改正されることがある。特に、最近では、犯罪被害者問題に対する社会的関心の高まりを受け、期間の長期化・廃止等の方向の改正が相次いでいる。そのため、時の経過による防御に対する不利益の制限を、迅速裁判条項の主たる目的ではなく、専ら出訴期限制度の問題とみて、同条項の適

用を制限すべきではないとの意見がDoggett判決が示された頃より、比較的多く見られるようになってきている。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[学会発表] (計3件)

- ①原田和往，迅速な裁判を受ける権利に関するアメリカ合衆国最高裁判所判例の動向，第59回早稲田大学刑事法学会，2010年12月4日，早稲田大学
- ②原田和往，公訴時効制度の見直し論に関して，第54回早稲田大学刑事法学会，2009年12月12日，早稲田大学
- ③原田和往，公訴時効制度の見直し論について，中四国法政学会第50回大会，2009年10月31日，広島大学

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

原田 和往 (HARADA KAZUYUKI)  
岡山大学・大学院社会文化科学研究科・准教授  
研究者番号：20409725

### (2) 研究分担者

なし

### (3) 連携研究者

なし